

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。
2		入札書郵送提出時の外封筒として、簡易書留と同等の取り扱いとなる「レターパックプラス」（追跡、対面での配達可）を用いて送付することは可能でしょうか。	入札説明書9(4)イに記載のとおり、郵便により提出する場合は、配達証明付書留郵便に限ります。
3		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替、クレジットカード払いのみとなり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
4		弊社では計量日以外での送電（開始）切替が対応できかねます。送電開始日は計量日と同日でしょうか。供給地点の計量日をご教示いただけますでしょうか。	現行の契約における計量日は毎月1日ですので、送電開始日（令和6年4月1日）と同日です。
5		仮に弊社が落札者となった場合、契約書の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
6		電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。また、電気料金のご請求は需要場所単位の一通の請求書で良いが、電気料金の支払（振込）を複数の事業者から行われるということがありますでしょうか。	需要場所に会計主体の異なるテナント等はありません。また、電気料金の支払（振込）が複数の担当部署等から行われることはありません。
7		入札対象施設の現供給者を教えてください。最終保障契約の場合その旨もお知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご承いただけますか。（切替時に必要となります。）	現供給者は中国電力株式会社です。最終保障契約はありません。別途必要書類の提出については、協議によります。
8		弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
9		燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、契約書第18条第1項に基づき、燃料費等調整を行わない旨の協議を行うことも可能です。
10		入札附属書に記載する基本料金、従量料金の端数処理に指定はありますか。	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載のとおりです。
11		弊社は郵便で入札書を提出し立ち合いは出来かねます。2回目以降の入札を辞退する場合の辞退方法を教えてください。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書11 その他(2) 契約書(案) 第18条	入札説明書11その他(2)に契約手続きにおける交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書(案)第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続きに関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目入札書の提出は不要です。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ① 基本料金(1)欄は、力率割引(仕様書記載の標準力率100%)を適用した積算後の金額を記載する。 ② 各月の基本料金と電力量料金の小計(1)(2)においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)し、円未満の端数処理は行わない。	①基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ②入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。
5	契約書(案)	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額の変更することができる。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。
6	入札説明書4 (3)	入札に参加する者に必要な資格として、入札説明書4(3)に「入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと」と定められていますが、仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか(成立しますか)。	落札決定後、契約の締結までの間に指名停止の措置を受けたことをもって、当該落札決定の取消しは行いません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。